

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 4 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」（平成 14 年 8 月 29 日公表）

2. コメント募集期間

- 平成 14 年 8 月 29 日～平成 14 年 9 月 20 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」（平成 14 年 10 月 9 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	日本経団連経済本部
CL3	全国銀行協会
CL4	社団法人日本貿易会経理委員会
CL5	マツダ株式会社

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL6	波多野 直子	朝日監査法人
CL7	草本 利孝	アクサ生命保険(株) ファイナンシャル・コントロール本部 経理決算チーム
CL8	森田 政夫	公認会計士
CL9	根本 淳子	

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

項 目	コメントの概要	コメントへの対応
実務対応報告公開草案第4号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）（案）」		
1. 連結納税会社における繰延税金資産の回収可能性判断（回収不能額）（Q1、4 関連）	連結納税会社の個別財務諸表における税効果会計の適用に当たって、回収不能額の具体的な計算方法を明示してほしい。	個別財務諸表における回収可能性の判断については、「その2」において対応する。
2. 法人税と住民税等との区分計算（Q2 関連）	(1) 重要性がない場合は区分不要とできないか。 (2) 連結納税会社の税効果の計算上、連結納税親会社の法人税の法定実効税率を適用することとしているが、グループ内でも事業税率が異なる場合があるため、連結納税親会社の法人税の法定実効税率を適用しない場合があることを明示してほしい。 (3) 繰延税金資産の回収可能性の判断は、法人税と住民税等とに区分しなければならないか。 (4) 繰延税金資産の回収可能性の判断は、法人税と住民税等とに区分することになると思われるが、住民税等の取扱いを明示してほしい。 (5) 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との差異に関する注記は、法人税と住民税等とに区分しなければならないか。	繰越欠損金の扱いが異なること等により区分して把握する必要が生じると考えられるが、住民税等の取扱いについては「その2」において更に検討する。 したがって、住民税及び事業税に関する取扱いは削除する。

3.付加税率の取扱い (Q 3 関連)	簡便的取扱いについて、貸借対照表の流動・固定を基準に整理することは、例えば、固定区分でも 1 年以内に実現する一時差異があり、その影響が大きい場合は問題がある。 簡便的取扱いを認めるのは、重要性がない場合に限るべきではないか。	これは、簡便性を考慮したものであり、B／Sの流動・固定を基礎とした判断基準が適当。 また、1 年分の影響であり、翌年度には解消されることから簡便性を考慮し、原案どおりとする。
4.未実現利益の税効果に係る繰延法 (Q 5 関連)	(1) 連結納税会社間の取引に係る未実現損益に対して税効果会計を適用する場合の取扱いを具体的に明示してほしい。(朝日監査法人波多野氏) 連結実務指針で規定されている未実現利益の税効果に係る繰延法の見直しをすべきではないか。	連結納税会社間の未実現損益に係る全般的な取扱いは「その2」で検討する。
5.決算日以外の日における加入 (Q 9 関連)	親会社の決算日以外の日に連結納税に加入した場合において、会計上、株式取得日でなく決算日に取得したものとして処理したときの、会計上の法人税等の額の合理的計算方法を具体的に明示してほしい。	実務的には実際の取得日を支配獲得日として処理すると考えられ、レアケースとなると考えられることから設例は省略とする。
6.親会社の個別財務諸表における子会社の留保利益に係る税効果の取扱い (Q 1 0 関連)	(1) 連結財務諸表上、投資価額修正により連結納税子会社留保利益は原則課税されないので、税効果の認識は不要である。 (2) 子会社株式の売却等の意思決定をした場合には、親会社の個別財務諸表においても、子会社の留保利益に係る税効果を認識すべきではないか。	(1)原則課税されないとは言えないため、原案どおりとする。 (2)個別財務諸表における子会社留保利益の取扱いは「その2」で検討する。
7.連結の範囲 (Q 1 1 関連)	(1) 会計上連結の対象とならない場合として、重要性判断による小規模子会社の場合以外にも支配が一時的である等の場合があることを記載すべき。 (2)「剰余金」は「利益剰余金」と語句を修正した方がよい。	(1) 支配が一時的であると認められる子会社等は、連結納税子会社であっても連結の範囲から除外されることを補足的に明示する。 (2)「利益剰余金」に修正する。

8.親子間で決算日が異なる場合の子会社の個別財務諸表における法人税等の計算 (Q 1 2 関連)	連結納税親会社と決算日が異なる連結納税子会社の会計上計上すべき連結法人税の個別帰属額相当額の合理的な計算方法を具体的に例示してほしい。	実務的には決算日を一致させると考えられ、レアケースとなると考えられるため、設例は省略する。
9.加入・離脱（表示及び開示） (Q 1 3 関連)	(1) 決算日後に加入・離脱の意思決定を行った場合にどのように対応すべきか（財務諸表修正又は注記）明示してほしい。 (2) 将来の加入を織り込むことは、子会社株式の追加取得が行われた時点で会計処理が行われることと整合性がない。 また、将来の加入については、加入時の時価評価損益等により繰延税金資産の影響額が確定できない場合も想定されること等から、加入の取扱いについては再検討が必要でないか。	(1)一般的な後発事象のルールによることになると思われる。（特段の明示不要） (2)繰延税金資産の回収可能性の判断に係るものであって、通常の資本連結手続きとは異なる。現在の連結子会社において、現在認識されている一時差異等の回収可能性を考慮することだけであれば、加入についても同様に扱うことで差し支えないと考えられる。（原案どおり）
10.表示及び開示 (Q 1 7 関連)	(1) 連帯納付義務の注記をすべき場合を具体的に明示してほしい。 (2) 個別財務諸表において連結法人税の個別帰属額を「法人税、住民税、及び事業税」に含めて表示するのではなく、「連結法人税負担額」等の科目で別建てした方がよいのではないか。 (3) 連結納税制度を適用している旨を注記することが「望ましい」ではなく「追加情報として注記することが必要」とすべき。	(1) 通常は可能性が低いと考えられ、その場合には注記は不要であると追記する。 (2) 個別帰属額は、個別会社の利益に対する税金負担額の性格を実質的に有すると考えられることから、原案どおりとする。 (3)注記すべきであるが、注記の場所・方法は一つではなく、本実務対応報告で限定する必要はないと考えられる。

11.簡便的な計算方法	(1) 連結法人税額及び個別帰属額の確定には相当の時間・労力を要すると考えられるため、実務上の観点から何らかの簡便法を認め、その方法を明示してほしい。 (2) 中間財務諸表における簡便法について、具体的な計算方法及び留意点を明示してほしい。	簡便法については、連結納税制度の細部にわたる取扱いを確認した上で検討する。
12.その他	(1) 現行規定である実務指針等の列挙に「その他有価証券の評価差額に対する税効果会計に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第 70 号）」も記載すべきでは。 (2) 全般的に設例等を入れてほしい。	(1) 実務指針等の列挙は、例示列挙であり、監査委員会報告第 70 号を除外してはいない。明らかにするために、「例えば、以下のものが含まれる」と修正した上で、70 号も記載することとする。 (2) 説例を基にした具体的な説明は、周辺の取扱いを確定させた上で、「その 2」において対応する。

以 上